

業務部速報



No. 36

発行 25. 8. 12

JR東労組 業務部

申4号 「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する申し入れ

2件の解明交渉で107項目にわたって議論を行ってきました！

不明な点も含めて議論が必要なため、**全19項目を提出！②**

【組織の見直し】

1. 事業本部を一事業場にするにより広範囲になることから、事業本部設置後においても、現在の事業場の範囲とするとともに、安全衛生委員会についても現体制を維持すること。
2. 武蔵野事業本部を廃案とし、北朝霞・新座駅間を境界とする、浦和事業本部と立川事業本部に再編すること。
3. 現在12の本部・支社にある人事ユニットと勤労ユニットの集約化は、不利益変更等となるため行わないこと。
4. 車両検修部門は、地域共創モビリティサービス（ユニット）内に設けずに、事業推進部内に独立した業務（ユニット）とすること。また、各事業本部において、必要な設備更新や修繕費を確保すること。
5. 昇進・昇格試験や健康診断、医学適性検査等については、組合員の移動距離等を考慮するため、受験・受診箇所を選択制とすること。
6. 各機関において機能や業務の移管・集約等が発生することから、十分な引継ぎ時間を設けること。また、通達やルール・マニュアル等については、事業本部が責任を持って発出・管理すること。
7. 各箇所における組合員の配置については、特性や技術・技能を把握し適正に行うこと。また、「融合と連携」により、新たに担当する業務に就く場合は、必要な教育・訓練を実施し、本人の不安を解消すること。
8. 組合員が安全で安心して業務できる作業ダイヤを作成すること。
9. 地域総合職への移行に伴い、入社済の組合員を県単位による運用に移行することについて丁寧に説明し、組合員の理解を得たうえで、本人希望を把握し実現すること。
10. 事業本部内において、組合員の主たる業務と主たる勤務地を明確にすること。また、事業本部内でのユニット間の異動（現行の本部・支社が所在しない事業本部については業務間の異動）については、発令すること。
11. JR本体とグループ会社間の人事交流は、要員対策や委託を目的としないこと。
12. 事業本部が行う生活ソリューションの業務を明確にすること。また、地方での労使議論において必要な出面数を示すこと。
13. 事業本部の出面数は、ユニット（現行の本部・支社が所在しない事業本部については業務）の単位で示すこと。

職場から議論をつくり出し、たたかいのスローガンのもと、全組合員でたたかい抜いていこう！